

鳥取市園芸産地活力増進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、園芸産地活力増進事業費補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取県農業の強みの一つである野菜や花き等の振興を図るため、園芸品目の産地づくりや中山間等特産物の育成、新技術のモデル的取組を実施しながら強い園芸産地の形成を目指すことを目的として交付する。

(補助対象事業等)

第3条 本補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は別表第1欄に掲げる事業とする。

2 事業実施主体は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、対象事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

3 補助事業の実施に当たっては、別表の第9欄に定める要件を満たさなければならない。

また、機械導入の場合、過剰とみられる機械等の整備を排除するとともに、年間の効率的な利用に努めるなどにより、徹底した事業費の低減、低コスト化が図られるよう努めるものとする。

(交付対象者)

第4条 本補助金の対象となる者は、補助対象事業を行う別表第2欄に掲げる者とする。

(補助金の額の算定)

第5条 本補助金の額は、別表第3欄に掲げる補助対象経費の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に別表第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（1円未満の端数はこれを切捨てる。）と、同表第5欄に掲げる限度額のいずれか低い額で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請の時期等)

第6条 本補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から34日以内に行うものとする。

2 市長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第5条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1号の市長が別に定める変更は、本補助金の増額以外の変更とする。

(着手届を要しない場合)

第9条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(実績報告の時期等)

第10条 本補助金の実績報告は、本補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月10日までに提出しなければならない。ただし、年度中途での補助事業の完了又は中止若しくは廃止の場合は、その日から速やかに提出しなければならない。

2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であって、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合においては、確定次第様式第3号により速やかに市長に報告を行うこととする。この場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第11条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間）とする。

2 規則第16条第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具等

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

(収益納付)

第12条 本補助金の交付を受けた者は、本補助金の交付に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があった日から5日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、市長がその全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか本補助金について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月17日から施行し、平成27年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年6月13日から施行し、平成28年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月25日から施行し、平成30年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年8月30日から施行し、令和元年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年5月12日から施行し、令和3年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年5月9日から施行し、令和5年度の補助事業から適用する。

別表(第3条、第4条、第5条関係)

1 対象事業		2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額	6 その他
細事業	内容					
発展・成長タイプ (一般)	すいかや白ねぎ等の主力産地を維持、発展させるために農業協同組合等が緊急的に導入、普及する機械や簡易な施設の整備、農作業の環境改善に資する機械・施設の整備及び産地づくりに必要な農家等に対する啓発、研修活動、実証ほの設置等	農業協同組合、農業協同組合生産部(広域)、全農	(1)主要園芸品目による農作業用共同機械(リースを含む)、簡易な出荷調製機械、集出荷施設の改良、パイプハウス(リースを含む)の導入に要する経費 (2)主力産地づくりに必要な経費(資材費、灌水設備等) (3)農家等に対する啓発、研修活動、実証ほの設置、販路開拓に要する経費等 ※トラクター、軽トラック等車両、農業以外に利用可能な汎用性のある機械及び建物は除く。 ※パイプハウスの導入にあたっては鳥取型低コストハウスの導入に努めることとする。 ※農業用井戸の設置工事費等は次の取扱とする。 ・工事の結果、水が出ない等井戸として利用できない場合は、事業対象外とし、全額自己負担とする。 ・井戸を掘る際の調査委託業務(工事とは別)も事業対象とするが、調査ボーリングは1回のみ対象とする。 ・調査委託業務による調査ボーリングで、水が出ない等の結果となった場合もその費用は事業対象とする。	1/2 複数市町村にまたがる場合は1/3	30,000千円/農業協同組合(生産部を含む。) ※パイプハウス導入における補助対象経費の限度額は、以下とする。 (1)ハウス面積240m ² 未満 耐雪型:13,200円/m ² 、通常型:11,200円/m ² (2)ハウス面積240m ² 以上~300m ² 未満 耐雪型:12,400円/m ² 、通常型:10,400円/m ² (3)ハウス面積300m ² 以上 耐雪型:11,600円/m ² 、通常型:9,900円/m ² ※農業用井戸の設置における補助対象経費の限度額は、2,000千円/本とする。	・ビニールハウス等の農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく園芸施設共済の加入対象となる施設を導入した農業者は園芸施設共済又は民間の建物共済や、損害補償保險等(天災に対する補償を必須とする。)に加入するものとする。 ・国の産地生産基盤パワーアップ事業(以下「国事業」という。)の対象となる場合は、優先して国事業を活用しなければならない。
新たな特産物育成タイプ(一般)	中山間地域等で、地域の特色を活かした特産物を育成する試行的な取組等	生産組織、農業法人、市町村公社等(認定新規就農者は除く) ※生産組織は、2戸以上の販売農家とする	(1)野菜、花き、果樹の生産体制づくり、販売を目的とした新たな特産物の育成に必要な経費 ・パイプハウス(リース含む)、生産に必要な機械・施設の整備(リースを含む)、果樹の苗木、果樹棚(梨、ぶどうは除く。)等 (2)新技術・新品種の試作、農作業受委託の新たな仕組づくりに必要な経費 ア 温暖化等の気象変化に対応した強い産地づくりに要する経費 ・新たに取り組む排水対策に必要な機械、農作業受委託体制の仕組づくり等 イ 地域を支える担い手農家育成に係る経費 ・新規園芸品目等の導入・拡大に必要な機械・施設の整備等 ・ただし、他事業と一緒に実施する新たな取組で他事業を活用できない場合に限る。 ウ 稲作農業者の新たな園芸品目導入・拡大に要する経費 ・新規園芸品目等の生産に必要な機械・施設の整備等 (3)農産加工品等の試作に要する経費 ・直売等に要する加工機器、パッケージの試作等 (4)加工、業務用野菜の推進に要する経費 ・品種・機械選定のための実証ほの設置等 ・低成本輸送の試験、加工適性の確認等 ・生産者に対する研修会経費(視察、調査、専門家の招へい等に係る旅費・謝金、使用料、業務委託費等) (5)木質バイオマスを活用した保温栽培の生産体制づくりに要する経費 ・機械整備(リース含む)、旅費、謝金等 (6)特産物を栽培する際の自己所有の耕作放棄地の再生等に要する経費 ・障害物除去、整地、深耕、簡易な土壤改良や基盤整備等 (7)特産物の育成に必要な視察、調査、専門家の招へいに要する経費 ・旅費、謝金等 ※原則、他事業が活用できる経費及び食糧費は除く。 ※トラクター、軽トラック等車両、農業以外に利用可能な汎用性のある機械及び建物は除く。ただし、排水対策等の農作業受委託の新たな仕組づくりに必要な機械は対象とする。 ※パイプハウスの導入にあたっては鳥取型低コストハウスの導入に努めることとする。 ※農業用井戸の設置工事費等は次の取扱とする。 ・工事の結果、水が出ない等井戸として利用できない場合は、事業対象外とし、全額自己負担とする。 ・井戸を掘る際の調査委託業務(工事とは別)も事業対象とするが、調査ボーリングは1回のみ対象とする。 ・調査委託業務による調査ボーリングで、水が出ない等の結果となった場合もその費用は事業対象とする。	1/2 (8)上記(1)~(7)に準じる。 ※居住地と営農地が異なり、市町村負担が明確に区分できない等のやむを得ない理由がある場合	最長2年間合計で3,750千円/事業実施主体 ※パイプハウス導入における補助対象経費の限度額は、以下のとおりとする (1)ハウス面積240m ² 未満 耐雪型:13,200円/m ² 、通常型:11,200円/m ² (2)ハウス面積240m ² 以上~300m ² 未満 耐雪型:12,400円/m ² 、通常型:10,400円/m ² (3)ハウス面積300m ² 以上 耐雪型:11,600円/m ² 、通常型:9,900円/m ² ※農業用井戸の設置における補助対象経費の限度額は、2,000千円/事業実施主体とする。	
軽労化支援タイプ	軽労化や効率化により作業性を改善し、生産性向上させることを目的とした取組を推進	生産組織、農業法人、市町村公社等、JA、全農等 ※生産組織は、2戸以上の販売農家とする	(1)軽労化や効率化により作業性を改善するために要する経費 ・無動力のアシストツール等 ※以下の取組は補助対象外 ・鉄製からアルミ製等への器具(梯子等)、機械の更新 ・汎用性のある器具、機械(電動はさみ、携帯、PC、トラック等) ・鳥取版スマート農林水産業推進事業(とつり戦略課)が対象とする機械 等	1/2 複数市町村にまたがる場合は1/3	1,500千円/事業実施主体 (事業費上限 50千円/人)	
新規病害虫等防除技術実証タイプ	新規病害虫等による被害の拡大抑制のため、関係者が連携して取り組む緊急防除対策の実証	農業者、生産組織、JA、農業法人等 ※生産組織は、2戸以上の販売農家とする	新規病害虫等が確認機関(JA、病害虫防除所、農業改良普及所等)によって確認されたほ場等において、被害の拡大抑制のために対象農家が行う緊急防除対策等に必要な経費(土壤消毒、微生物資材、生育期防除、被覆資材費、委託料等)	1/2 複数市町村にまたがる場合は1/3		